保　育　料　に　つ　い　て

お子さんが保育園に入園しますと保育料がかかります。この保育料は、保護者の方の市民税所得割額（両親等の合算）又は前年分所得税額と、お子さんの年齢によって決定されます。

両親に所得がなく、祖父母が生計を支えている場合は、その人が基準になります。

４月分～８月分に関しては令和７年度。９月分以降に関しては令和８年度の課税額にて決定します。
また、保育料は見直しにより改定されることや、課税資料調査等により変更されることがあります。

なお、保育料以外に、お子さんが保育園に入園するための経費は、国、県及び市が負担をしています。納め忘れのないようにお願いします。

令 和 8 年 度 三 浦 市 保 育 料 徴 収 基 準 額 表

階層 区分	定義	保育料（月額）円			
		（０才児～２才児）		（３才児～５才児）	
		標準	短時間	標準	短時間
第１階層	生活保護法による被保護世帯及び里親世帯	0	0	0	0
第２階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第３階層	市民税所得割額　48,600 円未満	15,000	14,800	0	0
第４階層	市民税所得割額　48,600 円以上　～　97,000 円未満	26,000	25,600	0	0
第５階層	市民税所得割額　97,000 円以上　～　169,000 円未満	41,000	40,400	0	0
第６階層	市民税所得割額　169,000 円以上　～　301,000 円未満	55,000	54,100	0	0
第７階層	市民税所得割額　301,000 円以上　～　397,000 円未満	64,000	63,000	0	0
第８階層	市民税所得割額　397,000 円以上	73,000	71,800	0	0

注１　同一世帯から２人以上の児童が保育所や幼稚園などを利用している場合は、最も年齢が高い児童については基準額、その次に年齢が高い児童については半額、それ以外の児童については０円となります。（平成29年４月より、第２階層については、第２子以降無料となりました）

注２　第２、第３及び第４階層の一部の該当者で、母子・父子家庭世帯や在宅障害児（者）のいる世帯は、別に定めた保育料となります。

母子・父子家庭又は在宅障害児（者）のいる世帯

第２階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第３階層	市民税所得割額　48,600 円未満	9,000	9,000	0	0
第４階層	上記第4階層のうち、市民税所得割77,101円未満	9,000	9,000	0	0

●平成28・29年度からの利用者負担軽減措置について

平成28年及び平成29年４月より**一定所得以下**の**多子世帯及び母子・父子家庭又は障害児（者）のいる世帯に対して保育料が軽減**されました。軽減内容は下記のとおりです。

①多子世帯

保護者の**市民税所得割額**の**合算が57,700円未満**である場合について、**第2子を半額**、**第3子以降を無料**とする特例措置の、算定対象となる子どもの**年齢制限を撤廃します**。（同一生計に限る）

②母子・父子家庭又は障害児（者）のいる世帯

保護者の**市民税所得割額**の合算が**77,101円未満**である場合について、**第1子を半額。第2子以降を無料**とします。